

取扱職種の範囲等の明示

2026 年 2 月 1 日

株式会社アミークス

許可番号（13－ユ－319058）

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示いたします。内容をご確認ください。また、ご不明点がございましたら、当該事業所の担当までお問い合わせください。

記

求人・求職者のみなさまへ

<取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲>

- ・取扱職種：全職種
- ・地域：国内

<手数料に関する事項>

手数料は手数料表（別紙 1）のとおり、求人者より申し受けます。なお、下記の手数料は上限であり、実際の手数料については求人者と別途契約書等にて取り交わすものとなります。求職者のみなさまから手数料は一切いただきません。

<個人情報の取扱に関する事項>

個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介担当者とし個人情報取扱責任者は職業紹介責任者（※）とします。個人情報に関して当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正を行います。

<苦情処理に関する事項>

求職者及び求人者からの苦情については、職業紹介責任者（※）が誠意をもって対応いたします。

（※）求人者情報の取扱者、個人情報の取扱者及び苦情処理の責任者は、厚生労働大臣に届出をおこなっている職業紹介責任者です。

＜返戻金に関する事項＞

当社の紹介により就職した求職者が本人の都合による退職又は本人の責めに基づく解雇により入社後 3 ヶ月以内に雇用が終了した場合（ただし、求人者の責による退職、解雇もしくは求職者の死亡など不測の事態による退職を除く）、受領した紹介手数料のうち次に定める割合を求人者に返戻いたします。なお、求人者のみなさまと当社の契約において以下と異なる取決めをする場合がございます。

- （１）入社後 1 ヶ月以内に退職した場合・・・受領した紹介手数料の 50%
- （２）入社後 2 ヶ月以内に退職した場合・・・受領した紹介手数料の 30%
- （３）入社後 3 ヶ月以内に退職した場合・・・受領した紹介手数料の 20%
- （４）入社後 3 ヶ月を超えて退職した場合・・・返戻金なし

以上

手 数 料 表（別紙 1）

【一般型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	<u>0 円</u> 手数料負担者は 求人者 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 （期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{50\% \text{（または } 1,500,000 \text{ 円）}}{\text{上記のうちどちらか高い方とする。}}$
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 ＊上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{50\% \text{（または } 1,500,000 \text{ 円）}}{\text{上記のうちどちらか高い方とする。}}$ 手数料負担者は 求人者 とします。 成功報酬 当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の $\frac{50\% \text{（または } 1,500,000 \text{ 円）}}{\text{上記のうちどちらか高い方とする。}}$ 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

【再就職支援型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 <u>10,000円</u> 相談・助言終了時 <u>30,000円</u> 成功報酬 <u>50,000円</u> 手数料負担者は 関係雇用主 とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%(または1,500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 職業紹介が成功した場合において、当該求職者の就職後、雇用契約期間中(雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分)に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の <u>50%(または1,500,000円)</u> 上記のうちどちらか高い方とする。 手数料負担者は 求人者 とします。

上記手数料には、消費税が含まれておりません。別途加算となります。